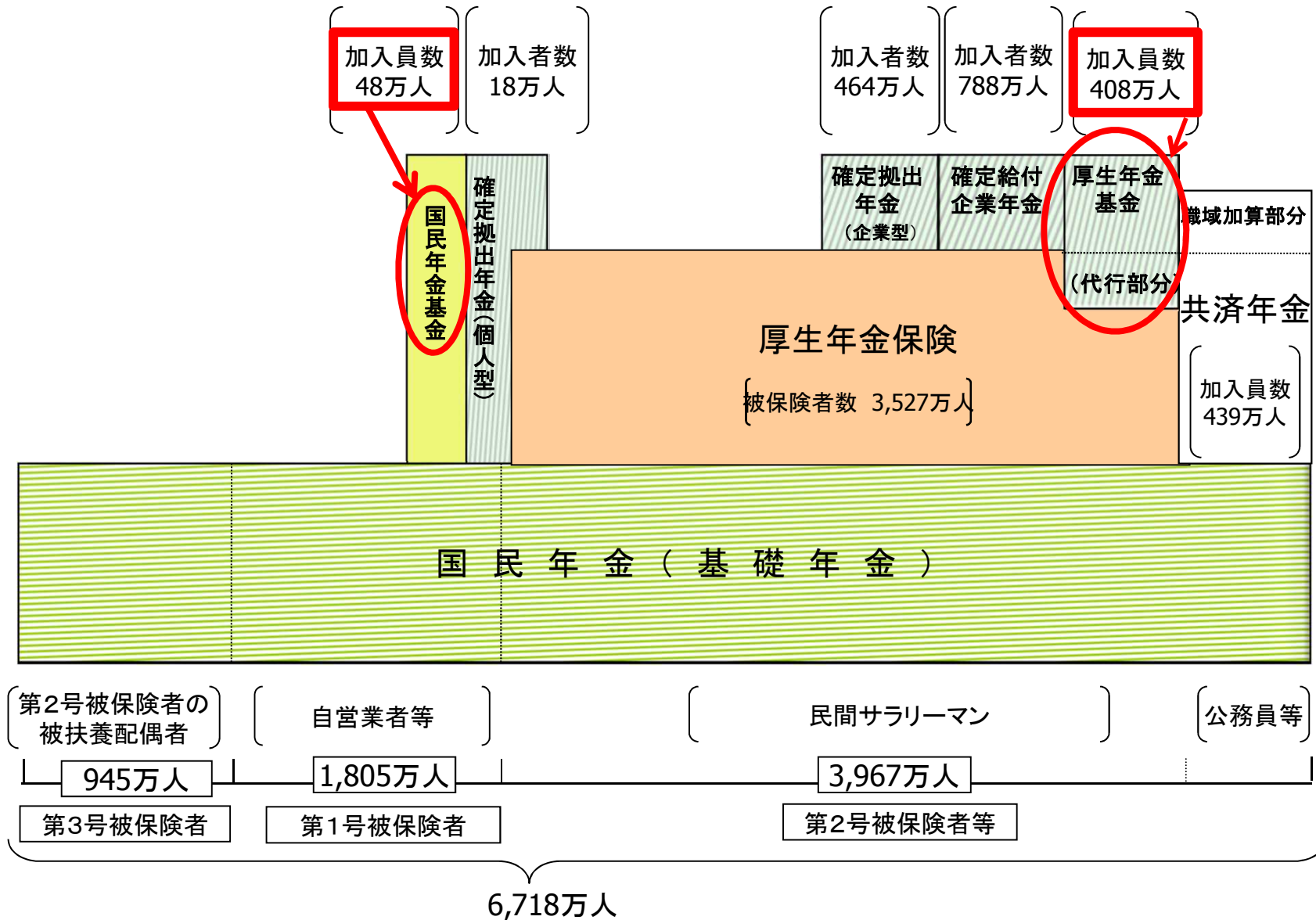


企業年金等の適正な運営を図ること (施策番号Ⅸ-1-4)

添付資料

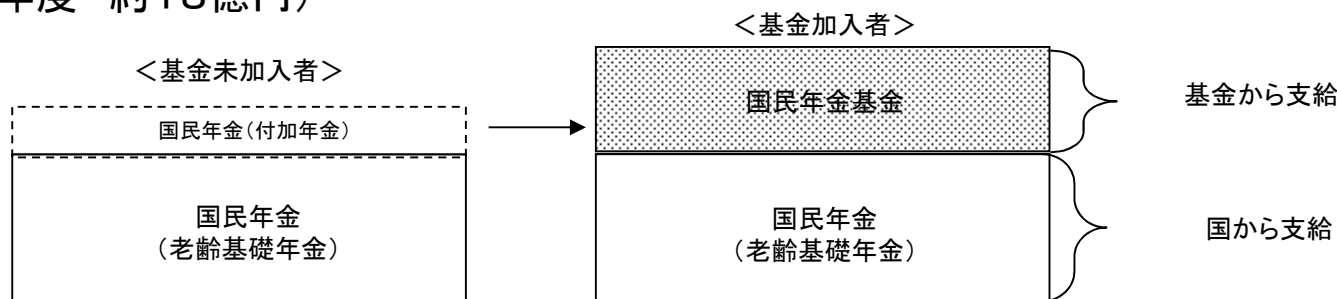
年金制度の体系

(数値は平成26年3月末現在)



国民年金基金制度の概要

- 自営業者等(国民年金の第1号被保険者)を対象とする老齢基礎年金の上乗せの年金給付。(加入員数 約48万人(平成26年3月31日現在))
- 同一都道府県内の居住者で組織する地域型国民年金基金(47基金)と同種の事業等に従事する者によって組織する職能型国民年金基金(25基金)がある。
- 掛金は、全額自己負担で選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢及び男女の区分により異なり、掛金額の合計の上限は月額68,000円(社会保険料控除の対象として非課税)。
- 給付は老齢年金と遺族一時金(保証期間内に死亡した場合)であり、1口目が終身年金(原則65歳支給開始)、2口目以降は終身年金又は有期年金(加入者が選択)。
- 国民年金の上乗せである付加年金を代行しており、付加年金と同様に定率1/4の国庫負担がある。(平成25年度 約18億円)



(参考)掛金月額及び年金月額(15年間保証付終身年金の場合) (単位:円)

加入時年齢	1口目			2口目以降(1口当たり)		
	掛金月額		年金月額	掛金月額		年金月額
	男性	女性		男性	女性	
20歳	7,020	8,210	20,000	3,510	4,105	10,000
30歳	10,610	12,390	20,000	5,305	6,195	10,000
40歳	13,170	15,375	15,000	4,390	5,125	5,000
50歳	17,940	20,930	10,000	8,970	10,465	5,000
50歳超	17,940	20,930	10,000未満(※)	8,970	10,465	5,000未満(※)

(※)加入時年齢により異なる。

厚生年金基金・国民年金基金等の未請求者の状況について

未請求者の解消の主な取組等

～年金の確実な支給を確保するため～

- 年金受給年齢に到達する方へ、年金請求の案内を送付
- 年金の請求が遅れている方への再案内の実施
- 日本年金機構からの住所情報の提供による年金の申請書の再送付
- 住民基本台帳ネットワークによる住所情報を活用した申請書の再送付

○ 厚生年金基金

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
未請求数	13.6万人	13.7万人	10.8万人
受給者数	298.7万人	304.3万人	289.7万人
受給権者数に対する割合	4.4%	4.3%	3.6%

「受給権者数に対する割合」は、「未請求数」÷「未請求数＋受給者数」としている。

○ 企業年金連合会

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
未請求数	137万人	133万人	118万人
受給権者数	759万人	826万人	861万人
受給権者数に対する割合	18.1%	16.1%	13.7%

○ 国民年金基金

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
未請求数	5,920人	7,173人	6,952人
受給者数	291,042人	326,925人	361,743人
受給権者数に対する割合	2.0%	2.1%	1.9%

「受給権者数に対する割合」は、「未請求数」÷「未請求数＋受給者数」としている。

○ 国民年金基金連合会

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
未請求数	2,595人	3,194人	3,725人
受給者数	50,463人	61,332人	72,593人
受給権者数に対する割合	4.9%	4.9%	4.9%

「受給権者数に対する割合」は、「未請求数」÷「未請求数＋受給者数」としている。

※ 厚生年金基金の受給年齢に達していながら年金の支払い請求を行っていない者(未請求者)について、国民年金基金連合会、各国民年金基金、企業年金連合会、各厚生年金基金にて調査を実施し、その報告を取りまとめたもの。

企業年金連合会について

○ 企業年金連合会は、厚生年金保険法に基づき、厚生年金基金を短期間で脱退した者（中途脱退者）等に対する年金給付等を一元的に行うことを主たる目的として、昭和42年2月10日に「厚生年金基金連合会」として、厚生大臣の認可を得て設立された法人である。

○ 平成17年10月、厚生年金基金に加え、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金といった企業年金に加入している者が転職した場合の年金通算措置（ポータビリティ）の拡充に伴い、年金通算センターとしての事業が追加され、「企業年金連合会」に改称した。

（1）事業内容

- ① 厚生年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金の支給
- ② 確定給付企業年金の中途脱退者及び終了制度加入者等に対する年金の支給
- ③ 会員に対して行う企業年金の運営に必要となる情報提供、相談助言、研修等の事業

（2）会員数

1,467（平成25年度末）

（3）理事長

村瀬 清司（元(株)損害保険ジャパン顧問）

企業年金連合会の役割

連合会年金受給者 **635万人**
給付額 **6,950億円**
(注)

(注)平成25年度末

会 員
厚生年金基金
確定給付企業年金
確定拠出年金（企業型）

勤労者の転職、離職が多くなる中、在職中に積み立てた企業年金資産が老後の年金として活かされるよう、年金通算サービスを実施

企業年金制度についての政策提言やその実現のための活動、会員及びその加入者のための調査研究、相談、情報の提供、研修・教育活動等

企業年金に対する正しい理解の普及、企業年金を備えた企業の社会的な評価の向上

資産の移換

確実な年金の支払

会員の声

ニーズに応えたサービスの提供

情報の収集

わかりやすい説明

企業年金の通算センター

企業年金連合会

企業年金の情報提供センター

国民年金基金連合会について

- 国民年金基金は、自営業者等(国民年金の第1号被保険者)が、老後の所得保障の充実を図ることを目的として、自らの選択により加入することにより、老齢基礎年金の上乗せの年金給付を行う制度であり、平成25年度末現在で約48万人が加入。
- 国民年金基金連合会は、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金基金が中途脱退者に対する年金給付を共同して行うことを主たる目的として、平成3年、厚生大臣の認可を得て設立された法人。
- 平成14年からは、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づき、確定拠出年金の個人型年金の実施主体として、加入者の資格の確認、掛金の納入等の業務も実施。

(1) 事業内容

- ① 基金の中途脱退者に対する年金又は死亡一時金の支給
連合会年金受給者数 434,336人 年金給付費 1,164億円
- ② 基金の拠出金及び①の給付のための資産を原資として、積立金を運用する事業
- ③ 確定拠出年金(個人型)の管理運営

(2) 役員(常勤)

理事長	永原	義之
常勤理事	十菱	龍
理事	秦	信男